

佐野市の高齢者福祉制度

(R8. 4. 1 現在)

外出時の支援

☆高齢者福祉タクシー運賃助成

高齢者の方の日常生活で必要とされる医療機関等への通院若しくは通所、市内での買物又は公共施設若しくは金融機関の利用に係るタクシー料金の一部を助成します。

- ▼対象者
 - ・ 75歳以上の方
 - ・ 70歳以上74歳以下の方で65歳以上のみで構成される世帯の方（※世帯分離していても65歳未満の方が同居している場合は認められません）
- ▼助成内容 タクシー料金の3割（最大1,500円）を助成
- ▼利用方法 タクシー料金のお支払いの際に、高齢者福祉タクシー運賃助成利用者証又は後期高齢者医療資格確認書のどちらかを提示してください。
※利用者証の交付は、窓口での申請が必要です。
- ▼その他 利用できるタクシーは、市と協定を締結しているタクシー会社のみです。



☆高齢者生活路線バス運賃助成

生活路線バス（さーのって号、デマンド交通）の運賃の一部を助成します。

- ▼対象者 70歳以上の方
- ▼助成内容 普通運賃又は1日乗車券の1回の支払などにつき150円を助成
- ▼利用方法 バス運賃のお支払いの際に、高齢者生活路線バス運賃助成利用者証又は後期高齢者医療資格確認書のどちらかを提示してください。
※利用者証の交付は、窓口での申請が必要です。



通院時の支援

☆高齢者外出支援

在宅の高齢者が通院する際に、リフト付福祉車両で送迎を行います。

- ▼対象者 外出時に車いすを利用している60歳以上の下肢が不自由な方等
※ストレッチャー対応車両ではないため、寝たきりの方は利用できません。
- ▼利用料 無料（往復 月3回まで）
- ▼利用方法
 - ・ あらかじめ申請による市への利用登録が必要です。
 - ・ 登録後は委託事業所（佐野市シルバー人材センター）へ直接電話で予約してください。（予約は利用の5日前までに行ってください）
 - ・ 利用できるのは佐野市内の医療機関のみで、必ず付添が必要です。
- ▼その他
 - ・ 通院以外で利用することはできません。
 - ・ 送迎のみとなりますので、車いすに乗せる等の身体介助はできません。

お問合せ先

いきいき高齢課：TEL 20-3021

申請受付窓口は最終ページをご覧ください。

在宅生活の支援

☆高齢者軽度生活援助券の交付

軽易な日常生活上の作業をシルバー人材センターに低額で依頼できる助成券を交付します。

- ▼対象者 65歳以上のみの世帯で、世帯員全員が要支援1以上の介護認定を受けている世帯。
- ▼内容 除草や草刈、住宅の簡単な修繕、清掃、買い物など軽易な日常生活上の作業をシルバー人材センターに低額で依頼できます。
※世帯あたり年間20時間の作業が上限です。
- ▼利用料 作業員1人1時間につき500円（材料費などの利用者負担もあります。）

☆火災警報器の給付

高齢者の生活安全確保のため、火災警報器を給付します。

- ▼対象者 要支援1以上の介護認定を受けている方を含む65歳以上のみの世帯で低所得世帯（市民税非課税または均等割額のみ課税）の方。
- ▼内容 寝室に取り付ける火災警報器を給付します。
※自宅が持ち家の方のみとなります。



見守り・安否確認（※下記事業の併用はできません）

☆高齢者乳酸飲料愛のひと声事業

安否確認と健康増進のため、乳酸飲料を支給します。

- ▼対象者 75歳以上のひとり暮らしで安否の確認が必要な方
※同一敷地内や近隣に親族がいる方は、原則として対象外となります。
- ▼内容 週に1～2回、計4本を手渡しで支給
- ▼その他 民生委員の証明が必要です。
※支給日に入院や外出等で不在になる場合は、必ず市への連絡が必要です。

☆高齢者緊急通報装置貸与事業

急病などの緊急時に対応するため、ボタンを押すとコールセンターに自動通報される緊急通報装置を貸与します。（通話料は自己負担）

- ▼対象者 65歳以上で次のいずれかに該当する方のみで構成する世帯
 - ・要支援以上の介護認定を受けている方
 - ・心臓、脳、呼吸器系の疾患、悪性腫瘍若しくはこれに準ずる疾患がある方（医師の診断書が必要です）
- ▼その他 民生委員、協力員、親族等の署名が必要です。
ご自宅に固定電話回線がない方でも、緊急通報装置が利用できます。（携帯電話型に限る）

養護老人ホームへの措置入所

☆養護老人ホーム

養護老人ホームは、介護の必要性とは関係なく、家族や住居の状況及び経済的事情により、現在の住まいで生活することが困難な方が入所できる施設です。

入所するには市の措置が必要となりますので、いきいき高齢課へご相談ください。

お問合せ先 | いきいき高齢課：Tel 20-3021 | 申請受付窓口は最終ページをご覧ください。

在宅介護者の支援

※下記の認知症の判定基準（日常生活自立度判定基準）、認定調査（排尿・排便）がご不明の場合は、いきいき高齢課にご確認ください。

★在宅介護者介護手当の支給

在宅の高齢者を介護している方を支援するために手当を支給します。

- ▼対象者 介護が必要な以下のいずれかに該当する高齢者（65歳以上）と同居し、在宅で6か月以上継続して介護している方
- ・要介護3以上の認定を受けている方
 - ・認知症の方（日常生活自立度判定基準Ⅲa以上）
- ※上記要件は、申請時に認定日から6か月以上経過している必要があります。
※直近6か月以内に連続15日以上入院・入所をしていた場合は、退院・退所日から6か月経過後でなければ対象となりません。
- ▼内 容
- ・市民税非課税世帯等 月額12,000円、課税世帯 月額6,000円
- ▼その他
- ・介護保険料の納付状況等の閲覧に関する同意と通帳のコピーが必要です。
 - ・入院や入所等により、1か月に通算15日以上在宅介護ができなかった場合は、その月は支給停止となります。
 - ・対象者等が介護保険料を滞納した場合は、支給停止となります。

★紙おむつ券の給付

在宅で常時おむつを使用している高齢者に対し、紙おむつ購入時に使用できる助成券を給付します。

- ▼対象者 佐野市の介護保険の第一号被保険者（65歳以上）で、在宅で通算6か月（※）以上の期間にわたり下記のすべての条件に該当している方。
- ・要介護3～5の認定を受けている方または要介護1以上で、認知症高齢者の日常生活自立度判定基準Ⅰ以上の判定を受けている方。
 - ・要介護認定申請時の調査において、排尿または排便が一部介助または全介助となっている方。
- ※病院等に15日以上入院や入所（ショートステイ含む）している月は含みません。
- ▼内 容 2,000円券を月1枚（券に記載の月にのみ使用することができます）
- ▼その他
- ・介護保険料の納付状況等の閲覧に関する同意が必要です。
 - ・紙おむつ券は、市と協定を締結している事業所や店舗で利用できます。
 - ・入院や入所、ショートステイ等を、1か月に通算15日以上利用した場合はその月の紙おむつ券は使用できません。
 - ・対象者等が介護保険料を滞納した場合は、給付停止となります。



お問合せ先

いきいき高齢課：Tel 20-3021

申請受付窓口は最終ページをご覧ください。

生きがいづくり事業

☆生きがい活動支援通所事業

教養講座、スポーツ、趣味、健康づくりなどの活動を行います。

- ▼対象者 おおむね60歳以上の方のみの世帯の世帯員で、介護を必要としない方
- ▼会場 葛生あくど保健センター、氷室地区公民館、常盤地区公民館
会沢地区コミュニティセンター
- ▼その他 実施日時、内容及び利用料は、各会場により異なりますのでお問い合わせください。

☆シニアクラブ育成支援

各地区のシニアクラブ活動を支援しています。ぜひご加入ください。

- ▼対象者 おおむね60歳以上の方
- ▼内容 各クラブでは、健康づくりや介護予防などの「生活を豊かにする楽しい活動」や、友愛訪問や世代間交流などの「地域を豊かにする社会活動」を行っています。シニアクラブの活動は、自分たちで組織を運営していく場であり、参加することで認知症予防にも効果があると言われております。お試しの入会もできますので、気軽にご連絡ください。

☆高齢者ふれあいサロン

人とコミュニケーションをして、「楽しい」「うれしい」と感じることは、脳にとって栄養となり、閉じこもりや意欲の低下を防ぐと言われております。そこで、市は町会の公民館等にお茶飲み場のような場所「ふれあいサロン」を開設しております。一緒につながりを広げてみてはいかがでしょうか。

- ▼対象者 おおむね60歳以上の方で、自分で会場へ行ける方
- ▼その他 実施日時等は、会場により異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

その他の支援

☆はり・きゅう・マッサージ券の交付

公的医療保険が適用とならない、はり、きゅう、あん摩、マッサージ及び指圧に係る施術料金の助成券を交付します。

- ▼対象者 ①70歳以上の方
②65歳以上で、身体障害者手帳1級、2級、精神障害者保健福祉手帳1級、2級、療育手帳A、A1、A2の方
※②の対象者は申請時に手帳をお持ちください。
- ▼内容 1回につき800円の助成券を年間6枚交付
- ▼その他 市と協定を締結している施術院のみ利用できます。



申請受付 できる窓口	いきいき高齢課 : Tel 20-3021
	田沼行政センター : Tel 61-1120、葛生行政センター : Tel 86-3411 野上支所 Tel 67-1233 ・新合支所 Tel 65-0002 ・飛駒支所 Tel 66-2002 赤見支所 Tel 25-0511 (各支所はタクシー及びバス運賃助成利用者証・マッサージ券のみの交付) <u>※申請には、本人確認できるもの(マイナンバーカード・運転免許証等)をお持ちください。</u>